

**和歌山県警察
新型インフルエンザ等対応業務継続計画**

**和歌山県警察本部
平成27年2月25日**

目 次

第 1	総則	
1	計画の目的	1
2	実施方針等	2
3	被害想定	2
第 2	実施体制	3
1	未発生期における体制	3
2	国外発生期における体制	3
3	国内発生早期における体制	3
4	国内感染期における体制	4
5	知事部局等関係機関との連携	4
第 3	発生時継続業務等	4
1	業務継続の基本方針	4
2	強化・拡充業務	4
3	一般継続業務	5
4	縮小・中断業務	5
第 4	業務継続のための執務体制の確立	5
1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	5
2	人員計画	6
3	職員等の感染状況の把握	8
第 5	業務継続のための執務環境の整備	8
1	物資等の確保	8
2	情報通信の確保	9
3	医療体制の確保	9
第 6	感染防止の徹底	9
1	個人及び家庭での感染予防	9
2	職場における感染拡大防止策	10
3	発症者等への対応	10
4	来庁者への対応	11
第 7	業務継続計画の発動等	11
1	業務継続計画の発動	11
2	状況に応じた対応	12
3	通常体制への復帰	12
第 8	業務継続計画の維持・管理等	12
1	公表・周知	12
2	教育・訓練	12
3	点検・改善	12

別記

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウィルスとウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウィルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影响が生じると懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、国家公安委員会及び警察庁では、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）が定められたことに伴い、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、和歌山県警察にあっても、「和歌山県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」）を策定したところである。新型インフルエンザ等の発生時においては、政府行動計画等に基づき、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから、職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが予想されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

これまで、和歌山県警察においては、「和歌山県警察新型インフルエンザ対応業務継続計画」に基づき新型インフルエンザが発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、この度、政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定。以下「政府業務継続ガイドライン」という。）が定められ、警察庁の「国

家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」（以下「警察庁業務継続計画」という。）が策定されたことに伴い、引き続き、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、和歌山県警察がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 実施方針

この計画の実施に当たっては、和歌山県警察本部各部門及び各警察署とが連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

(2) 和歌山県公安委員会への報告等

この計画の実施に当たっては、時機を逸することなく和歌山県公安委員会へ報告し、新型インフルエンザ等の流行時においては、和歌山県公安委員会管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

(3) 他計画との関係

和歌山県警察においては、大規模地震等の自然災害を対象とする「和歌山県警察本部大規模災害業務継続計画」（平成24年7月11日付け備第300号。以下「大規模災害業務継続計画」という。）が策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は、大規模地震等の自然災害の場合とは異なることから、この計画は、大規模災害業務継続計画とは別個の業務継続計画として策定する。

3 被害想定

この計画は、政府行動計画及び政府業務継続ガイドラインで示された被害想定（表参照）に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行の規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

表 人的被害等想定

発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受信者	約1,300～2,500万人
死亡者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中等度（アジアインフルエンザレベル） 上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル） 上限約64万人（致死率2.0%）
流行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域ごとの流行期間は約8週間 (ピークは約2週間) ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤

第2 実施体制

1 未発生期における体制

和歌山県警察は、和歌山県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について（平成27年2月25日付け備等第83号）により設置された和歌山県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「対策委員会」という。）において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

2 国外発生期における体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、行動計画に基づき、和歌山県警察新型インフルエンザ等対策連絡室、同対策室又は同対策本部を設置するとともに、対策委員会において、この計画の推進に向けた検討を行う。

3 国内発生早期における体制

国内発生早期（国内のいざれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）には、県内の発生状況に応じて、和歌山県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、同対策本部が中心となり、この計画で定められた事項を実施する。

4 国内感染期における体制

国内感染期（国内のいざれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）には、国内発生早期に引き続き、県内の発生状況に応じて設置した対策本部において、この計画で定められた事項を実施し、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計

画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5 知事部局等関係機関との連携

和歌山県警察は、業務継続計画の推進に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して必要な業務を実施する。

第3 発生時継続業務等

1 業務継続の基本方針

和歌山県警察は、新型インフルエンザ等の発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のために縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は、継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

2 強化・拡充業務

行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする（行動計画第4章及び第5章参照）。

○ 国内発生早期

- ・ 実施体制
- ・ 感染対策
- ・ 水際対策の支援
- ・ 医療活動の支援
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 緊急事態措置に対する支援等
- ・ 重点的感染拡大防止策の支援

○ 国内感染期

- ・ 実施体制
- ・ 感染対策

- ・ 水際対策の支援
- ・ 医療活動の支援
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置
- ・ 社会秩序の維持
- ・ 緊急事態措置に対する支援等

3 一般継続業務

(1) 一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

(2) 一般継続業務についての留意事項

- 一般継続業務であっても、その緊急性及び必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。
- 業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で短時間で効率的に実施できるよう工夫する。
- 許認可等の窓口業務や運転免許関連事務等、感染リスクのある業務に関しては、可能な範囲で感染リスクの低い実施方法を考慮する。

4 縮小・中断業務

(1) 縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

縮小・中断業務は、別表「業務仕分け」のとおりとする。

(2) 縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 指揮命令系統の明確化

ア 幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

イ 幹部がり患した場合の対応

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等にり患するなどにより出勤が困難となった場合には、和歌山県警察処務規程（昭和52年和歌山県警察本部訓令第5号）に基づき、権限を有する者が対応に当たる。

(2) 業務継続実施責任者

新型インフルエンザ等発生時において、業務を管理し、発生時継続業務を的確に継続するため、所属長を業務継続実施責任者とする。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、この計画に定められた業務を行う。

(3) 感染防止従事責任者

感染防止従事責任者は、各所属の次席、副所長、副隊長及び副校长並びに副署長又は次長に当たる者とする。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等発生時に職員の感染ができる限り防止するため、職員の健康管理、感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行う。

2 人員計画

業務継続実施責任者は、あらかじめ発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、別記様式に基づき人員計画を作成する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

(1) 人員計画の作成等

業務継続実施責任者は、「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際に業務継続実施責任者は、次の2点に留意する。

- 専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。
- 家族の看病等により出勤が困難になる可能性がある者を把握する。

また、業務継続実施責任者は、(3)に掲げる感染リスクを軽減するための勤務体制を検討するものとする。

(2) 人員計画の運用

ア 未発生期

業務継続実施責任者は、所属単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、欠勤者の状況に応じて人員計画を運用するものとし、発生時継続業務に人員を配分する。

また、対策本部は、警察署等において発生時継続業務の維持が困難である場合は、本部直轄部隊を編成して当該警察署等に派遣する。

エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を対策本部に通知する。

オ 留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

(3) 感染リスクの軽減方策

ア 出勤方法及び時差出勤

業務継続実施責任者は、通勤時の感染リスクを軽減するため、新型インフルエンザ等発生時においては、必要に応じ、公共交通機関を利用しない出勤方法や時差出勤など、感染リスクを減らすための措置を

検討する。

イ 勤務場所

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に定める緊急事態宣言が出され、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、同法第45条第1項に基づき、和歌山県知事から住民に対し、期間及び区域を定めて、必要な場合を除きみだりに外出しないこと等の協力要請があった場合等において、状況に応じ、勤務場所を職員の自宅近くの所属に変更することを検討する。

ウ 勤務環境

感染防止従事責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置し、また、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止措置を講じる。

3 職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

- 新型インフルエンザ等の発生が確認された後、職員等は、出勤前に検温を実施し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、発熱相談センター、保健所等に設置された相談窓口（以下「発熱相談センター等」という。）に連絡し、その指示に従って発熱外来、指定医療機関等（以下「発熱外来等」という。）を受診する。
- 職員等が発熱相談センター等において、発熱外来等での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、職員は、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。
- 感染防止従事責任者は、職員に対し休暇の取得等を指導するとともに、所属の休暇者について把握し、厚生課健康管理対策室へ速報する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 物資等の確保

(1) 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

(2) 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

近畿管区警察局和歌山県情報通信部と連携して、各種活動現場において必要な通信を円滑に確保するため、情報通信部との連絡担当者及びその代替職員を複数人指名する。

また、情報通信部との連絡要領や窓口を業務マニュアル等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、的確に連絡・連携を図れるようとする。

(2) 情報管理機能の確保

各種情報管理システムについては、当該システムの維持管理を担当する職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等発生時においても早期に障害から復旧できるよう、日頃から関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対処ができる体制の確保を図る。

3 医療体制の確保

職場に新型インフルエンザ様症状を有する者（以下「職場内発症者」という。）が出た場合に備え、厚生課健康管理対策室は、発熱相談センター等の設置状況を確認し、職員等に周知させる。

また、被留置者が新型インフルエンザ等感染者及びその疑いがある者になった場合に備え、診療及び入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

(1) 基本的な感染防止対策

職員等の基本的な感染防止対策は、次のとおりとする。

- 咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底する。
- 外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入るときにはマスク（不織布製）を着用するよう努める。
- マスクについては、いつでも着用できるように準備し、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられた場合は、速やかに着用する。

(2) 感染予防の周知徹底

厚生課健康管理対策室は、新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配布するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

2 職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

- 職員は、出勤前に検温し、発熱等のインフルエンザ様症状がみられた場合、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- 庁舎入口等に設置する消毒剤により、必ず手指消毒を実施する。
- 庁舎入口においてマスク着用を促す。
- 職場における手洗い、うがいを励行し、咳エチケットを徹底する。
- 消毒に必要な消毒剤等を配備しておく。
- 机のレイアウトの変更やパーテイションの設置等により対人距離を保持する。

3 発症者等への対応

(1) 発症者が出了した場合の措置

職場内に発症者が出了した場合の措置は、次のとおりとする。

- 感染防止従事責任者は、発症者が出了した旨を、速やかに厚生課健康管理対策室に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員にマスクを着用させる。
- 発症者の対応に当たる職員については、感染防護資機材を着用させる。
- 発症者は、会議室等に移動させ、発熱相談センター等の指示に従い、発熱外来等へ搬送等する。
- 消毒剤等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者が触れた可能性のある箇所の消毒を実施する。
- 発症者と濃厚接触した職員については、発熱相談センター等の指

示に従い対応する。

(2) 職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア インフルエンザ様症状を呈する場合

病気休暇を取得する。

イ 濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

特別休暇を取得する。

ウ 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得する。

エ 海外において感染の疑いがあり、当該地域の措置により隔離されている場合

特別休暇（交通機関の事故等を事由とする休暇）とする。

オ 休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイに該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう指導する。

4 来庁者への対応

(1) 入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、来庁者に対し、庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等の症状を有する者の入庁を制限する。

(2) 庁舎利用の制限及び面談場所等の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎施設の利用制限を行い、来庁者との面談場所を指定するなど、庁舎内における感染拡大防止に努める。

(3) 事業者への要請

庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 業務継続計画の発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、県内での流行状況等を考慮の上、対策委員会を開催し、業務継続計画の発動を決定する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小し、又は中断し、感染リスクを軽減していく。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、この計画に沿って人員体制等を変更する。その際、業務継続実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、所属内において、又は関係所属と必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合に、県内での流行状況を踏まえ、対策委員会の決定により通常体制に復帰する。ただし、小康期の宣言前であっても、県内の流行が小康状態の場合は、対策委員会の判断で順次通常体制に復帰する。

また、小康期の宣言後も、必要があれば、対策委員会の判断により、この計画の発動を継続する。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

この計画の概要は公表する。特に、県民生活に影響を及ぼす業務の縮小・中断については、広報を行うものとする。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知するとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場内発症者が出了場合の対応等についてこの計画を確認し、改善点等の課題を分析する。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、行動計画が改正された場合、訓練等を通じてこの計画の問題点が明らかになった場合等には、必要に応じ、この計画の改正を行う。

業務継続実施責任者は、職員の異動状況を踏まえ、人員計画の必要な修正を行う。

業務仕分け

【警務部門】

業務内容	
一般継続業務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	公安委員会の会議関連業務
	被疑者取調べ監督関連業務
	警察安全相談関連業務
	情報公開及び個人情報の保護
	議会対応業務
	報道対応をはじめとする県民等への情報伝達
	予算、決算及び会計
	施設管理業務
	遺失・拾得関連業務
	警察装備等関連業務
	当直体制の確認・確保
	組織関連業務
	職員の人事及び定員関連業務
	地方警務官の任免手続き、司法警察員の指定関連業務
	履歴証明書の発給業務
	監察関連業務（叙位・叙勲、褒章、死亡退職者表彰及び賞じゅつ金に関する業務並びに訟務及び非違事案（逮捕関連）に対する処分等に限る。）
	通訳関連業務
	情報管理システムの管理、運用及び照会業務
	職員の臨時健康診断その他関連業務
縮小・中断業務	犯罪被害者支援及び犯罪被害者等給付金等関連業務
	留置管理業務
	庶務関連業務
	各種統計業務
	警察署協議会関連業務
	音楽隊活動業務
	広報資料の発行・保管
	会計監査業務
	監察関連業務（表彰（死亡退職者表彰を除く）及び監察・懲戒に関する業務等）
	福利厚生関連業務
	昇任試験、人事記録の整理・保管及び統計業務
	服務、勤務規律、勤務評定、自動車運転技能検定業務
	勤務評定関連業務
	警察表彰関連業務
	警察教養関連業務
	専科教養・研修・訓練等
	警察学校の教養計画の策定・実施
	術科訓練

別表

業務仕分け

【生活安全部門】

業務内容	
一般 継続 業務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	犯罪の予防一般
	生活安全部門に係る許認可等審査業務
	行方不明者、迷い人、その他応急の救護を要する者の保護
	ストーカー・DV事案対策業務
	子ども・女性に係る前兆事案対策
	警察通信指令関連業務
	地域警察官の行う街頭活動
	鉄道警察関連業務
	警ら用無線自動車、警察用航空機及び警察用船舶の運用
	水難・山岳遭難その他の事故における人命の救助
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護
	生活安全関連法令違反事犯等の取締り
	重大サイバー犯罪等関連業務
	インターネット上の違法情報、有害情報関連業務
	庶務関連業務
縮小 ・ 中止 業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	生活安全警察に関する法令の調査及び研究
	生活安全警察に関する各種調査、資料収集及び管理
	各種キャンペーン、講演、講話等
巡回連絡	

別表

業務仕分け

【刑事部門】

業務内容	
一般 継続 業務	事件捜査
	検視業務
	犯罪鑑識業務
	鑑定及び検査業務
	各種手配・共助業務
	犯罪統計業務
	その他、刑事警察運営に係る業務（必要性、緊急性のあるもの）
縮小 ・中斷 業務	庶務関連業務
	専科教養・研修・訓練等
	各種会議
	各種刑事資料の発刊
その他、刑事警察運営に係る業務（必要性、緊急性等のないもの）	

別表

業務仕分け

【警備部門】

業務内容	
一般継続業務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	警備情報の収集、分析・調査
	警備犯罪の取締り
	緊急事態(自然災害を含む)発生時の対処
	警備実施
	警衛・警護
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	刊行物等の資料作成・管理
	警備関係法令の調査・研究

別表

業務仕分け

【交通部門】

業務内容	
一般継続業務	関係都道府県警察、関係機関との連絡・調整
	広報対応を始めとする県民等への情報伝達
	交通規制・管制に関する業務
	交通情報に関する業務
	交通指導取締り
	運転免許関連事務
	交通事故事件捜査
	交通事故防止対策
	各種申請受理
	庶務関連業務
縮小・中断業務	各種統計業務
	専科教養・研修・訓練等
	交通関係法令の調査・研究
	刊行物等の資料作成・管理
	交通安全教育
	交通安全関係団体等に対する指導等

別表

業務仕分け

【情報通信部門】

業務内容	
一般 継続 業務	庶務関連業務（庶務課を除く各課）
	人事・給与関係業務
	予算管理・出納業務
	国有財産・物品管理業務
	警備、捜査等の通信運用の実施等
	県警察に対する技術支援業務
	情報セキュリティ侵害事案等発生時の対応
	警察通信施設の保全・管理
	専用設備等の新增設、変更
	警察通信施設の新設、改修、維持工事
縮小 ・ 中止 業務	サイバー犯罪に対する技術支援業務
	情報技術の解析に関する業務
	重要インフラ事業者との情報収集業務
	各種統計業務
	教養・指導・訓練等
	物品調達・処分等業務
	表彰関連業務
	機動警察通信隊の編成等の定例的な指導・調整等
	専用設備等の新增設、変更等の計画業務
施設関係業務の企画及び調査業務	
無線局の検査	
通信施設の新設、改修等の計画	
サイバーテロ対策の技術に関する業務	
情報技術解析業務の予算等に関する業務	